ご旅行条件書

1.募集型企画旅行契約
この旅行は、東武バス株式会社(以下「当社」という)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行に関する契約(以下、「募集型企画旅行契約」という)を締結することになります。募集型企画旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書や当社旅行業約款に基づきます。

2. 募集型企画旅行契約のお申し込み方法・成立
当社は、本募集型企画旅行のお申し込みを、専用ウェブサイトの申込フォームからのみ受け付けます。お申し込み受付後、当社よりお支払い方法をご案内するメールを送付いたします。お客様によるお支払いが完了し、当社が旅行代金を受領した時点で、募集型企画旅行契約が成立するものとします。
申込金…大人、子供各募集旅行代金全額（取消料の一部として取り扱います）。
契約書面…本書または当日までに送付する最終日程表とさせていただきます。
支払方法…当社指定の銀行口座へのお振込み。
支払い期限…お支払い方法のご案内メール送付日から 10 日以内。
参加申込締切…2027 年 1 月 6 日まで。

3. お申し込みの条件
①身体に障害をお持ちの方②健康を損なわれている方、または特別な手配が必要な方は、その旨をお申し込みの際、お申し出下さい。健康診断書などを提出していただく場合があります。

4. 募集型企画旅行契約内容の変更
当社は、天災地変、運送などの旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など当社の関与し得ない事由が生じた時は、募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。

5. お客様の募集型企画旅行契約の解除権

①お客様は、下記の取消料をお支払いいただければ、いつでも募集型企画旅行契約を解除することができます。

取消日	旅行開始日の 11 日前まで	10～8 日前まで	7～2 日前まで	前日	旅行当日	旅行開始後無連絡不参加
旅行代金の	無料	20%	30%	40%	50%	100%

②お客様は下記の場合、取消（変更）料を支払わずに募集型企画旅行契約を解除することができます。

天災地変、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など当社の関与し得ない事由があり、旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

6. 当社による募集型企画旅行契約の解除権

下記の場合は、当社が旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

①お客様が、当社があらかじめ明示した参加者の条件を満たしていないとき。

②お客様が、病気などの事由で当該旅行に耐えられないと認められるとき。

③所定の期日までに、旅行代金をお支払いいただけなかったとき。

④最少催行人員に達しなかったとき。（この場合、旅行開始日を含めて 14 日前までに御連絡いたします）。

7. 旅程管理

当社は添乗員・その他の者を同行させて、必要と認める業務の全部または一部を行わせることがあります。

8. 当社の責任・免責事項

①当社は、当社の故意、過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から起算して、2 年以内に通知があった時に限り、損害を賠償いたします。

②手荷物についての損害は、損害発生の翌日から起算して、14 日以内に通知があったときに限り、お一人様につき、最高 15 万円を限度として賠償いたします。

③お客様の損害が、天災地変、暴動、食中毒、盗難などの事由による場合は、当社は責任を負いません。

9. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合、当社は、お客様から賠償を申し受けます。

10. 旅行中の損害の補償
当社は、お客様が参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって、生命、身体または手荷物に被られた一定の損害については、所定の補償金、入院見舞い金をお支払いいたします。

11. 最少催行人員
この募集型企画旅行の最少催行人員は 3 名です。

12. 募集型企画旅行条件、旅行代金の基準日
この募集型企画旅行の条件、旅行代金の基準日は、令和８年 11 月 1 日です。

13. 旅行保険の効力
旅行保険は旅行終了の帰着下車した地点でその効力を失います。

14. 個人情報の取り扱いについて
旅行申込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送等の手配およびそれらのサービス受領のために必要な範囲で利用させていただきます。

旅行企画・実施　東京都知事登録旅行業　第 2－5200 号
東武バス株式会社